国土審議会北海道開発分科会関係法令等

北海道開発法(昭和25年5月1日法律第126号)	1
国土交通省設置法(平成11年7月16日法律第100号) - 抜粋	2
国土審議会令 (平成12年6月7日政令第298号)	5
国土審議会運営規則(平成13年3月15日国土審議会決定)	9
第 2 次地方分権推進計画(平成11年3月閣議決定) - 抜粋	1 1

北海道開発法(昭和25年5月1日法律第126号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定する ことを目的とする。

(北海道総合開発計画)

- 第二条 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画 (以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から当該事 業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。
- 2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に 開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出等)

- 第三条 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。
- 2 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

- 第四条 国土審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて国土交通大臣に建議することができる。
- 2 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査 審議する。

附 則 (略)

国土交通省設置法(平成11年7月16日法律第100号)-抜粋-

第三章 本省に置かれる職及び機関 第二節 審議会等 第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会 社会資本整備審議会 交通政策審議会 運輸審議会

2 (略)

第二款 国土審議会

(所掌事務)

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的 な政策について調査審議すること。
- 二 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、国土利用計画法、首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号)、首都圈近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一 号)、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)、近畿圏の近郊整備区域及び 都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)、近畿 圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)、中部圏開発整備法 (昭和四十一年法律第百二号)、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域 の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)、東北開発促進法(昭和三十二 年法律第百十号)、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開 発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律 第百七十一号)、中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十二号)、北海道開 発法(昭和二十五年法律第百二十六号)、土地基本法(平成元年法律第八十四号)、 地価公示法、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)、国土調査促進特別措置法 (昭和三十七年法律第百四十三号)、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十 七号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)、新産業都市 建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三 十九年法律第百四十六号)及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属さ

せられた事項を処理すること。

(組織)

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

六人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

四人

三 学識経験を有する者

二十人以内

- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。
- 3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

- 第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるものとする。
- 4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係 行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、 説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会

に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行 の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期	限	法律	
平成十四年三月三	十一日	持殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法	
平成十五年三月三	十一日	雜島振興法	
平成十七年三月三	平成十七年三月三十一日 山村振興法		
	<u> </u>	半島振興法	

国土審議会令(平成12年6月7日政令第298号)

(専門委員)

- 第一条 国土審議会(以下「審議会」という。)に、専門の事項を調査させるため必要が あるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任 命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(分科会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、 審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限 に属させられた事項を処理することとする。

名称	法 律
土地政策分科会	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)
	土地基本法 (平成元年法律第八十四号)
	地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)
	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)
	国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)
首都圏整備分科会	首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)
	首都圈近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)
近畿圏整備分科会	近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)
	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関す
	る法律(昭和三十九年法律第百四十五号)
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百
	三号)
中部圏開発整備分科	中部圈開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)
会	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に
	関する法律(昭和四十二年法律第百二号)
東北地方開発分科会	東北開発促進法(昭和三十二年法律第百十号)
九州地方開発分科会	九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)

四国地方開発分科会	四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)
北陸地方開発分科会	北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十一号)
中国地方開発分科会	中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十二号)
北海道開発分科会	北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)
水資源開発分科会	水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)
地方産業開発分科会	低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)
豪雪地带対策分科会	豪雪地带対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名 する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあっては、当該分科会に属する委員及び特別委員)のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、 中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科 会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決をもって審議会の議 決とすることができる。

(部会)

- 第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があるかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第四条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、 会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。 ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲 げる課において処理する。

分 科 会	È	課
土地政策分科会		国土交通省土地・水資源局総務課
首都圏整備分科会		国土交通省国土計画局大都市圏計画課
近畿圏整備分科会		
中部圏開発整備分科会	会	
東北地方開発分科会		国土交通省国土計画局地方計画課
九州地方開発分科会		
四国地方開発分科会		
北陸地方開発分科会		
中国地方開発分科会		
北海道開発分科会		国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会		国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
地方産業開発分科会		国土交通省都市・地域整備局企画課
豪雪地带対策分科会		国土交通省都市・地域整備局地方整備課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項 は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行 の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分 科 会	法律	課
平成十四年三月	特殊土壌地帯対	特殊土じよう地帯災害防	国土交通省都市・地域
三十一日	策分科会	除及び振興臨時措置法(整備局地方整備課
		昭和二十七年法律第九十	
		六号)	
平成十五年三月	離島振興対策分	離島振興法(昭和二十八	国土交通省都市・地域
三十一日	科会	年法律第七十二号)	整備局離島振興課
平成十七年三月	山村振興対策分	山村振興法(昭和四十年	国土交通省都市・地域
三十一日	科会	法律第六十四号)	整備局地方整備課
	半島振興対策分	半島振興法(昭和六十年	国土交通省都市・地域
	科会	法律第六十三号)	整備局特別地域振興課

- 2 前項の場合において、特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会の庶務は、農 林水産省農村振興局農村政策課の協力を得て処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、半島振興対策分科会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局企画課において処理するものとする。

国土審議会運営規則(平成13年3月15日国土審議会決定)

(趣旨)

第1条 国土審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し 必要な事項は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)及び国土審議会令(平 成12年政令第298号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

- 第2条 審議会の会議は、会長(会長が選任されるまでは、国土交通大臣)が招集する。
- 2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、 あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、 事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を 徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

- 第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

- 第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があると きは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは 第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録 又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会(第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。)に意見を聴くものとする。

(分科会)

- 第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該 分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託すること ができないときは、この限りでない。
- 2 分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な 政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意 をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に 報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が 定める。

附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

第2次地方分権推進計画(平成11年3月閣議決定)-抜粋-

第4 国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し

以下の事項について、今後、国土計画体系の見直しを行う中で、国土審議会等において 速やかに検討を行い、結論を得て、その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、様々な特例制度が設けられているところであるので、北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画の在り方については、別途検討することとする。

- 1 国土総合開発計画及び国土利用計画の見直し
- (1) 次の事項については、現在国土審議会において今後概ね2年を目途に進められている 21世紀の国土計画の在り方についての調査審議の中で検討し、その結果を踏まえ、結 論を得ることとする。
 - ア 全国総合開発計画は、国土づくりの基本的な将来構想・理念及びそれを実現する ための課題や施策を示すとともに、その計画内容については、地方公共団体の計画 機能を阻害することのないよう、国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化する こと。

また、全国総合開発計画は、地方公共団体が行う施策との関係では、地方公共団体が主体的に地域づくりを進める上での指針を示すものであるとの位置付けを法制上明確にすること。

- イ 全国総合開発計画の策定過程において地方公共団体の意見を聴取する仕組みを法 令上設けること。
- ウ 国土の利用に関して、全国総合開発計画と国土利用計画の連関性をより実効ある ものとするため、国土総合開発法及び国土利用計画法の在り方について、総合的か つ抜本的に見直すこと。
- (2) 今後の課題として、都道府県及び市町村が各種土地利用の調整や規制の基本となる土地利用に関する総合計画を策定できるよう、土地利用に関する諸制度に関し、個別法に

基づく土地利用に係る要件が比較的緩い地域(いわゆる「計画白地地域」)における土地利用整序の確保等をはじめとした総合的な観点からの見直しについて検討することとする。

- 2 大都市圏整備計画及び地方開発促進計画の見直し
 - 2の1 大都市圏整備計画の見直し
- (1) 首都圏基本計画及び首都圏整備計画並びに近畿圏基本整備計画については、1(1)に おける検討状況等をも踏まえ、三大都市圏それぞれの位置付けの明確化を図りつつ、関 係都府県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案 に基づいて必要な追加及び修正を行い、決定する仕組みとする。
- (2) 首都圏事業計画、近畿圏事業計画及び中部圏事業計画の作成に係る事務の合理化を平成11年中に図る。特に、地方公共団体が行う施策に係る部分については、そのフォローアップ機能を果たすための必要最小限の事務に限定することとし、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

2の2 地方開発促進計画の見直し

地方開発促進計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、関係県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、作成する仕組みとする。

地方開発促進計画とは、東北開発促進計画、北陸地方開発促進計画、中国地方開発促進計画、四国地方開発促進計画及び九州地方開発促進計画をいう。